

地域医療支援病院の承認について

申請者

医療機関の名称	所在地	開設者	備考
(仮称) 公立大学法人 名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター	名古屋市千種区若水 一丁目 2 番 23 号	公立大学法人 名古屋市立大学 理事長 郡 健二郎	開設者が名古屋市 病院事業管理者か ら公立大学法人に 変更し、病院が廃 止・新規となること に伴う申請
(仮称) 公立大学法人 名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター	名古屋市北区平手町 一丁目 1 番地の 1		

1. 制度の趣旨

医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を地域における第一線の医療機関として位置づけるとともに、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図っていく必要がある。

このような観点に立って、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、二次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、それまでの総合病院の制度が廃止され、平成 10 年度から地域医療支援病院の制度が設けられた。

2. 地域医療支援病院の取扱方針

平成 14 年 9 月 6 日愛知県医療審議会医療計画部会承認

平成 29 年 8 月 10 日修正

- 1 地域医療支援病院については、原則として各医療圏に 1 か所以上の地域医療支援病院を承認することを最終目標とし、関係者の合意形成に努めるものとする。
- 2 地域医療支援病院の要件は、平成 10 年 5 月 19 日付け健政発第 639 号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知「医療法の一部を改正する法律の施行について」による。
- 3 地域医療支援病院の承認に当たっては、制度の趣旨にかんがみ、各医療圏の関係者の意見を聴くものとするが、その意見の聴取は、圏域保健医療福祉推進会議において行うものとする。医療法施行細則（昭和 35 年 12 月 10 日愛知県規則第 54 号）の様式第 14 号の地域医療支援病院名称承認申請書については、圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取を行った後に、提出させるものとする。
- 4 地域医療支援病院の承認に当たっては、保健所、医務課は、相互に連携するとともに、当該医療圏の関係者と十分な連携を図って、事務を進めるものとする。